

## 第21期福島県内水面漁場管理委員会 第2回委員会議事録

- 1 日 時 令和3年7月30日(金) 13時30分から15時30分まで
- 2 場 所 キョウワグループ・テルサホール つきのわ(福島市上町4番25号)
- 3 出席者 (委員)熊田純道(WEB参加)、猪俣昭夫、寺西博志、中沢重一、坂内由夫、松本秀夫、石井弓美子、長渡真弓、三木志津帆(WEB参加)
- (書記)平田豊彦(水産課副課長)  
村上利佳子(水産課主事)
- (県側)水野拓治 水産課長(書記長)  
成田 薫 水産課主任主査(書記)  
佐藤 太津真 水産課主任主査  
宗形 莉奈 水産課副主査  
石田 敏則 水産事務所長  
山廻邊 昭文 水産資源研究所長  
山本 達也 内水面水産試験場長  
神山 亨一 内水面水産試験場調査部長
- 4 議 事 (1)議案  
議案第1号 遊漁規則変更認可(内共第18号)について(諮問)  
議案第2号 遊漁規則変更認可(内共第21号)について(諮問)  
議案第3号 遊漁規則変更認可(内共第24号)について(諮問)  
議案第4号 遊漁規則変更認可(内共第27号)について(諮問)  
議案第5号 遊漁規則変更認可(内共第25号)について(諮問)
- (2)報告事項  
ア 令和5年度第五種共同漁業権免許公示にかかる手続き等について  
イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和3年度通常総会について
- 5 会 議  
(1)開会  
平田書記 定刻となりましたので、只今より第21期第2回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。  
委員の出席状況を御報告いたします。  
本日は委員9名の御出席をいただいております。このうち、片山会長においては、緊急の案件のため、御欠席の連絡を受けております。  
また、熊田委員、三木委員におかれましては、インターネットでの御出席となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。  
よって、本委員会は漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により委員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長挨拶  
平田書記

開会にあたりまして、松本会長代理より御挨拶をお願いいたします。

松本会長代理

皆様こんにちは。本日会長が御欠席ということで、代理を務めさせていただきます、松本と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から10年が経過し、これまでの間、漁業者と県の連携のもと、放射性物質のモニタリング検査に取り組み、一部の魚種で出荷制限が残っておりますが、多くの河川・湖沼で遊漁が可能となっております。

今年の4月1日には、県下で最大の漁場を有する阿武隈川で遊漁再開、さらに、7月4日には、私が組合長させていただいております木戸川で、11年ぶりにアユ釣りを解禁しました。大変皆さんに喜んでいただきまして、県外あるいは中通りのほうからもだいぶ来ていただきました。震災前まではいかないですが、大変嬉しく思っております。原発事故による避難区域となった地域の河川としては初めてのことであります。これからいろいろ課題はございますが、内水面漁業の復興が着実に進んでいると感じております。

本日の委員会ですが、遊漁規則変更認可にかかる議案が5件、知事部局から「令和5年度第五種共同漁業権免許公示にかかる手続き等について」等、報告事項が3件ございます。

委員の皆様から活発な意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

平田書記

ありがとうございました。

(3)  
職員紹介  
平田書記

今回、今年度初めての委員会ということで、例年ですと、議事に入る前に、事務局、それから当委員会事務局職員の紹介があるところですが、4月1日の人事異動で異動となる職員がいなかったため、今回省略させていただきます。

前回と同様のメンバーということで省略いたします。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

(4)  
議長選出  
平田書記

続きまして、議長を選出いたします。

委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長に議長をお願いするところですが、本日は、片山会長が御欠席ですので、漁業法施行令第13条第2項の規定によりまして、松本会長代理に議長をお願いしたいと思います。松本会長代理、よろしくをお願いいたします。

(5) 議事録  
署名人の選出  
松本会長代理

どうぞよろしくお願ひします。

議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思います。

議長指名とさせていただいて、よろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

松本会長代理

それでは、議事録署名人に猪俣委員と石井委員を指名いたしたいと思います

ので、よろしくお願ひいたします。

(6) 議題

それでは、議事に入ります。

松本会長代理

議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第18号）について（諮問）」を議題といたします。

知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願ひます。

水野水産課長

議長。水産課長。

松本会長代理

はい、水産課長。

水野水産課長

議案第1号、遊漁規則の変更認可（内共第18号）について御説明申し上げます。

今回の委員会では、議案第1号から議案第5号まで、全ての議案が、遊漁規則の変更認可に関する諮問でございます。先にお送りしました資料の1ページをお開きください。遊漁規則についての説明でございます。

資料1ページの2の(1)、規則に定める内容ということで記述してございますが、遊漁規則については、遊漁に関するルールでございまして、遊漁に関する制限、遊漁料などを定める場合は、漁協さんは、県の認可を受ける必要があると漁業法に定められているものでございます。

2の(2)認可の基準に記載のとおり、この遊漁規則については、遊漁への不当な制限ではないこと、遊漁料の額が適切であること、ということが必要であることから、県が審査いたしまして、認可することとされております。

(3)の認可の手続きでございますが、2ページをお開きください。上から6行目の部分ですが、遊漁規則の変更の認可申請があったときには、知事は、内水面漁場管理委員会、本委員会の意見を聴くことが、漁業法で定められておりまして、今回、貴委員会に諮問するものでございます。

3ページをお開きください。第1号議案、阿賀川非出資漁業協同組合の内共第18号の遊漁規則の変更に関する、知事から貴委員会への諮問文の写しでございます。

7ページをお開きください。こちらが今回の諮問の対象になっております阿賀川非出資漁業協同組合から知事に提出されております遊漁規則の変更認可申請書でございます。本日は、県のほうで収受印の押し漏れがあったということで差替えさせていただいております。申し訳ございません。

4ページにお戻りください。4ページ、具体的な遊漁規則の変更申請の内容でございます。上段が変更後で新旧の対照表という形で作成しております。変更部分に線が引いてございますが、今回の変更については、遊漁現場での一日利用料金を引き上げるものでございまして、上段の変更後の附則に書いてございますが、令和4年1月1日から適用されるという変更内容でございます。

5ページをお開きください。県による審査の結果でございます。上から、申請書及び添付書類関係ということでございますけど、申請書類関係については不備がないということ、下の段に水協法（水産業協同組合法）の規定に基づく総会総代会の議決についても適切であると確認してございます。

一番下の遊漁料の額が適切かの審査については、「適」としておりますが、この内容については、資料40ページをお開きください、県で定めている遊漁

規則の変更の認可基準でございます。これについては貴委員会に協議の上、県が定めたものでございますが、現場加算額に関する規定といたしまして、2の遊漁料の額が妥当なものであることの項目の、(6)と(7)に基準として記載がございますが、具体的には増殖事業が適正化すること、遊漁料を完全に徴収するための方策が改善されていること、現場加算額の額が一日利用料分を上回らない加算額であること、の基準を設けてございます。

6ページにお戻りください。審査の内容の詳細を記載してございます。2の(1)イ、増殖事業の適正化につきましては、県が定めている目標増殖量を概ね達成していることで、「適」。エの遊漁料の完全徴収のための方策につきましては、今回の加算額の改正により、監視の強化、監視員に報酬が払えるということになって強化につながるなどから、「適」と判断しているものでございます。また、(7)の現場加算額は、一日利用料金と同額であり、ルール範囲内ということで「適」と判断しております。

諮問の内容の説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

松本会長代理

ありがとうございました。  
ただ今の説明につきまして、御質疑はありませんか？

各委員

(なし)

松本会長代理

質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議ありません。

松本会長代理

それでは、採決します。  
令和3年7月21日付で知事から諮問ありました、議案第1号「遊漁規則変更認可(内共第18号)について」御諮りいたします。  
諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

各委員

全員挙手(WEB参加の熊田委員、三木委員も挙手)

松本会長代理

熊田委員と三木委員も賛成と確認しました。  
全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。  
なお、答申文につきましては、お手元にある資料8ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

松本会長代理

続きまして、議案第2号「遊漁規則変更認可(内共第21号)について(諮問)」を議題といたします。知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。

水野水産課長

議長。水産課長。

松本会長代理 はい、水産課長お願いします。

水野水産課長 では、議案第2号、遊漁規則の変更認可（内共第21号）について御説明申し上げます。  
資料の9ページをお開きください。知事から、貴委員会に諮問いたしました諮問文の写しでございます。  
資料の10ページをお開きください。こちらは、只見川漁業協同組合さんから認可申請のありました、遊漁規則の変更でございます。これについても、先の議案第1号と同じように、現場加算額を引き上げるもので、これも一日利用料金と同額の引き上げでございます、県の認可基準を満たしているものです。施行日につきましては、変更案の左側、附則に記載してございます、令和4年4月1日でございます。  
資料の11ページをお開きください。審査内容、申請書類手続き等については、適正であることを確認してございます。  
12ページをお開きください。増殖事業の適正化、遊漁料の完全徴収のための方策が改善されていること、それから現場加算額が一日利用料金を上回らないことについて、適正であることを確認してございます。  
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松本会長代理 ありがとうございます。  
ただ今の説明につきまして、御質疑はありませんか。

各 委 員 （ な し ）

松本会長代理 質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

松本会長代理 それでは、採決します。  
令和3年7月21日付で知事から諮問がありました議案第2号「遊漁規則の変更認可（内共第21号）について」について御諮りいたします。  
諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の手を求めます。

各 委 員 全員挙手（WEB参加の熊田委員、三木委員も挙手）

松本会長代理 熊田委員と三木委員も賛成と確認しました。  
全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。  
なお、答申文につきましては、お手元にある資料14ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

松本会長代理 続きまして、議案第3号「遊漁規則変更認可（内共第24号）について（諮問）」を議題といたします。  
知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願いま

す。

水野水産課長 議長。水産課長。

松本会長代理 はい、水産課長お願いします。

水野水産課長 議案第3号、遊漁規則変更の認可（内共第24号）について御説明申し上げます。

資料15ページをお開きください。諮問文の写しでございます。

これにつきましては、これまでの遊漁料加算額の変更ではございません。伊北地区非出資漁業協同組合から申請のありました変更の内容といたしましては、遊漁の禁止区域の追加（只見湖）、遊漁料の納付方法の追加ということで、オンラインでの遊漁券の販売を可能にするという変更でございます。

16ページをお開きください。16ページ以降についてが具体的な変更の中身でございます。

まず、禁止区域の追加でございますが、16ページの第五条（禁止区域）の部分の改正でございます。具体的な改正の内容については、17ページ上段の変更案ですが、線が引いてある、只見湖、只見発電所の堰堤上流下流にかかる、遊漁者の安全対策としての禁漁区間の追加という中身でございます。

18ページ、上段、第7条、第8条の線が引いてある部分ですが、オンラインでの遊漁承認証の発行を開始することに伴う変更でございます。

以上につきまして、これから貴委員会の答申を受けた上で、県が認可するということとなりますが、左の附則のとおり、県の認可があった日から施行するという内容でございます。

21ページをお開きください。同じく審査内容の一覧でございますが、申請書の書式、内容、水協法の手続きについては適正なことについては、確認してございます。それから、下から2つ目、遊漁を不当に制限しないものであることについての適否でございますが、22ページの1(1)のア、漁場区域に記載してございますが、この遊漁規則における禁止区域につきましては、漁協の組合員に対する漁業権行使規則の禁止区域についても、遊漁規則と同じ内容で定める旨の変更認可申請を県のほうで遊漁規則の変更認可申請と一緒にいただいております。組合員も遊漁者も同じ禁止区域になるということで、適正ということでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

松本会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質疑はありませんか。

中沢委員 はい。

オンライン申請ということで、遠方から来る遊漁者に対しては利便性の高い方策と感じましたが、具体的にはインターネットを通じてやるような方法なんですか。

水野水産課長 具体的には、中沢委員からの御質問にあったとおり、インターネットによるもので、現在2社、全国的に運用しているところがございます。具体的には「釣りチケ」という遊漁券の販売サイトを使って伊北非出資漁業協同組合の遊

漁券も販売を始めたという内容でございます。

松本会長代理 よろしいでしょうか。他にございませんか。  
質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 はい

松本会長代理 それでは、採決します。  
令和3年7月21日付で知事から諮問ありました議案第3号「遊漁規則変更認可（内共第24号）について」御諮りいたします。  
諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の手を求めます。

各 委 員 全員挙手（WEB参加の熊田委員、三木委員も挙手）

松本会長代理 熊田委員と三木委員も賛成と確認しました。  
全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。  
なお、答申文につきましては、お手元にある資料24ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

松本会長代理 続きまして、議案第4号「遊漁規則変更認可（内共第27号）について（諮問）」を議題といたします。  
知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。

水野水産課長 議長、水産課長

松本会長代理 水産課長、お願いします。

水野水産課長 議案第4号、遊漁規則変更認可（内共第27号）について御説明いたします。

25ページをお開きください。知事から諮問いたしました諮問文の写しでございます。これにつきましては、議案第3号と同じ只見町の伊北地区非出資漁業協同組合さんから申請があったものでございます。伊北漁協さんは複数の漁場を免許されていることございまして、先のものと同じように遊漁券のインターネット販売を開始したことに伴う変更でございます。

26ページをお開きください。同じように第7条、第8条の部分でございますが、オンラインの追加という内容の変更でございまして、施行日につきましても先の議案と同じく、県の認可日からの施行という内容でございます。

29ページの審査基準、審査結果でございますが、先の議案と同じ内容ということで、適正と判断してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

松本会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質疑はございませんか。

各 委 員 ( な し )

松本会長代理 質疑ないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

松本会長代理 それでは、採決します。  
令和3年7月21日付で知事から諮問がありました議案第4号「遊漁規則の変更認可（内共第27号）について」についてお諮りいたします。  
諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

各 委 員 全員挙手（WEB参加の熊田委員、三木委員も挙手）

松本会長代理 熊田委員と三木委員も賛成と確認しました。  
全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。  
なお、答申文につきましては、お手元にある資料32ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

松本会長代理 続きまして、議案第5号「遊漁規則変更認可（内共第25号）について（諮問）」を議題といたします。  
知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。

水野水産課長 議長。水産課長。

松本会長代理 水産課長お願いします。

水野水産課長 議案第5号、遊漁規則の変更認可（内共第25号）について御説明申し上げます。  
資料33ページをお開きください。諮問文の写しでございます。南会津西部非出資漁業協同組合から申請がありました、遊漁料の減免対象者の追加という内容でございます。  
34ページをお開きください。対照表でございますが、第7条の本文中、これまで遊漁料を半額に減免する対象者について、これまでは肢体不自由者が対象でしたが、今回遊漁者の増加を図る取り組みとして女性を半額にするという改正をしたいという中身でございます。  
附則にございますが、改正については令和4年1月1日から施行するという中身で申請をいただいております。  
35ページをお開きください。審査結果でございます。同じく、申請書類と水協法に基づく手続等については、適正に行われております。内容につきましても、今回の変更については、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁者の

増加を図る取り組みとして、適正なものと判断してございます。  
説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

松本会長代理 ありがとうございます。  
ただいまの説明につきまして御質疑はありませんか。

各 委 員 ( な し )

松本会長代理 質疑ないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

松本会長代理 それでは、採決します。  
令和3年7月21日付で知事から諮問がありました議案第5号「遊漁規則の変更認可（内共第25号）について」についてお諮りいたします。  
諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

各 委 員 全員挙手（WEB参加の熊田委員、三木委員も挙手）

松本会長代理 熊田委員と三木委員も賛成と確認しました。  
全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。  
なお、答申文につきましては、お手元にある資料38ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

松本会長代理 それでは、引き続きまして報告事項に移ります。今回は2件の報告事項があります。  
まず、報告事項ア、「令和5年度第五種共同漁業権免許公示にかかる手続き等について」です。知事部局より報告願います。

成田主任主査 議長、水産課主任主査

松本会長代理 水産課主任主査、お願いします。

成田主任主査 令和5年度第五種共同漁業権免許公示に係る手続きについて御説明申し上げます。  
県内の湖沼及び河川において、免許している現行の計28件の漁業権について、令和5年8月31日をもちまして10年間の漁業権の存続期間が満了となります。  
県で行う、令和5年9月1日を免許予定日とする漁業権の一斉切替につきまして、事務工程、作業スケジュールを御報告するものでございます。  
資料44ページをご覧ください。漁業法第64条を掲載しております。こちらは内水面につきましては漁業法第67条で準用するというので、こちらの規定に基づいて漁場計画の作成手続きが規定されております。各項において

は、漁場計画の公示に至るまでの、案の作成や関係者の意見調整の手続き、公表内容等について、定めております。

資料の42ページをご覧ください。まず、上段「漁場計画作成」の枠囲いにお示しする手順ですが、調査、立案を行いまして、内水面漁場管理委員会に知事から漁場計画の原案を諮問いたします。これについて、公聴会を3つの方部で開いていただき、貴委員会から知事に対して答申をいただくこととなります。その後、漁場計画の決定、公示を行う形になりますが、令和5年5月下旬を漁場計画公示の期限として、スケジュールを組み、作業を進めてまいります。この期限につきましては、先ほどの漁業法第64条第7項において、免許予定日の三月前までに漁業計画の公示が規定されているもので、令和5年9月1日を免許予定日として逆算したものでございます。

その下、免許事務の枠囲いの方に移りますが、こちらが各漁業権免許を受けたいという方々からの申請を受けるものでございます。申請がありましたら、その後、適格性を審査して、再度、内水面漁場管理委員会に知事から諮問をいたします。貴委員会からの答申を受けまして、漁業権免許を行って、公示する形で一連の事務を行うということでございます。

くどのようなわけでも、令和5年9月1日を免許予定日として、知事部局と内水面漁場管理委員会との漁業権免許に関する手続きの流れでございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、資料43ページをご覧ください。「第二種区画漁業権」に関するものでございます。本県では主にため池等で行う「こい養殖業」についてですが、現行で39件の第二種区画漁業権を免許しております。こちらの漁業権の存続期間は、令和5年12月31日に満了することから、令和6年1月1日を免許予定日として、一斉切替の手続きを進めるものでございます。手続きにつきましては、先ほどの第五種共同漁業権と同様になりますが、免許予定日の点から漁場計画の公示については、令和5年8月下旬を目標とした予定としております。

以上で説明を終わります。

松本会長代理

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

成田主任主査

はい、議長。水産課主任主査。

松本会長代理

はい。

成田主任主査

一点、補足をいたします。

資料の記載が欠けておりました。失礼いたしました。

42ページの上段の漁場計画作成の一番下の漁場計画公示の部分、黒ぼつの記述の括弧書きに漁業法第64条第6項とございます。こちら、第6項だけではなく、第6項と第7項という形でお示すべきものでした。欠けていたので、修正いたします。失礼いたしました。

松本会長代理

ありがとうございます。御意見御質問等ありましたら、発言願います。

各 委 員	( な し )
松本会長代理	はい、ありがとうございました。 続きまして、次の報告事項に移ります。 報告事項イ、全国内水面漁場管理委員会連合会令和3年度通常総会についてです。事務局より報告願います。
村上書記	議長。内水面漁場管理委員会書記。
松本会長代理	内水面漁場管理委員会書記、お願いします。
村上書記	報告事項イの全国内水面漁場管理委員会連合会令和3年度通常総会について御説明いたします。 まず、全国内水面漁場管理委員会連合会につきまして、手短かに御説明いたします。 内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機関として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、全国内水面漁場管理委員会連合会はその任意団体でございます。 本日の配付資料「報告事項イ 追加資料」の「全国内水面漁場管理委員会連合会会則」をご覧ください。 第1条(目的)をご覧ください。「この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会相互の連絡と結集により内水面漁業行政の推進向上を図るをもって目的とする。」と、あります。 また、(事業)といたしまして、第5条をご覧ください。この連合会は、委員会の相互連絡協議や内水面漁業行政の推進向上に関する事項、及びその他総会において認める事項の事業を行っております。 全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、例年東京都内で開催されておりました。令和3年度については、昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等により書面による表決となりました。開催方法は、書面による開催で、各県事務局に事前に資料を送付し、議事について、書面で意見及び議案の書面表決書の提出を求めたものでございます。提出書面表決数は、全44委員会中44委員会でした。 次に、資料49ページの通常総会次第をご覧ください。第1号議案から第4号議案までについて、すべての議事について原案どおり全会一致で可決されております。このなかで、第2号議案 令和3年度事業計画案及び収支予算案について、第3号議案 令和3年度提案書案について御説明いたします。 資料51ページをご覧ください。令和3年度事業計画書(案)が示されております。 1. 通常総会につきまして、当初、例年どおり、東京都での開催予定をしており、その日時等の記載がございましたが、先ほど、申しあげましたとおり、新型コロナウイルス感染防止対策のため、書面による開催と変更になりました。書面表決により全会一致で可決されております。 2. 内水面漁場管理委員会70周年記念行事についてです。こちらは、70年目を迎えた、令和2年度に開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、令和3年度に延期されておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症

拡大防止のため、記念式典は中止となり、功績者への表彰は、各内水面漁場管理委員会を通じての授与となりました。

7. 中央提案につきましては、今年度の通常総会の決議に基づく関係省庁への提案行動(6月)は、関係省庁を訪問した要請を見送り、書面にて要望を提出し、回答を得る形で実施しております。

8. ブロック協議会につきましては、御説明いたします。全国組織の全国内水面漁場管理委員会は、さらに、地区別に、東日本ブロック協議会13県、中日本ブロック協議会15県、西日本ブロック協議会16県の3つのブロック協議会に分かれます。当県は東日本ブロック協議会の会員となっております。

(1) 東日本ブロック協議会について、10月～11月頃に、東京都で開催される予定とありますが、開催県事務局の東京都内水面漁場管理委員会事務局から、新型コロナウイルスの影響等により、東日本ブロック各県委員会に開催の可否の照会をして、その結果集計により開催の通知をする旨の連絡がございましたので、今のところ、開催方法については、未定でございます。

なお、協議会開催県につきましては、東日本ブロック協議会内で輪番制となっており、来年の令和4年度は、福島県が開催県になる予定です。

次に、第3号議案、令和3年度提案書案についてです。

まず、資料55ページをご覧ください。提案書が、全国内水面漁場管理委員会連合会会長名で掲げられております。また、提案事由として、7件承認されております。Ⅰ. 外来魚対策について、Ⅱ. 魚病対策について、Ⅲ. 鳥類による食害対策について、Ⅳ. 河川湖沼環境の保全及び啓発について、Ⅴ. 放射性物質による汚染対策について、Ⅵ. ウナギの資源回復について、Ⅶ. 内水面漁場管理委員会制度について、です。

このうち、昨年度と、提案事項等が異なる点について、御説明いたします。

資料56ページをご覧ください。まず、Ⅰ. 外来魚対策について、です。中段付近の下線部をご覧ください。令和2年度の外来生物の被害数について、共同漁業権927件中466件の報告があり、前年度より33件増加しております。また、項目1の下線部で示されてありますが、これまで開発された駆除技術等をもとに、それぞれの水域の特性に応じ、効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ることを提案としております。

資料59ページをご覧ください。Ⅲ. 鳥類による食害対策について、です。こちら、下線部分を、ご覧ください。サギ類・カモ類の食害の令和2年度の調査の報告で、共同漁業権927件中、586件ありました。こちらは、前年度より4件減少しております。

次に、資料63ページをご覧ください。Ⅴ. ウナギの資源回復について、です。こちら、下線部分をご覧ください。漁業法の改正により、組織及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、罰則が大幅に強化されました。このことは、国主導で取締関係機関の連携体制を充実すること、実効性ある組織的取締により資源管理を一層推進することを提案としております。

他の各提案書の詳細につきましては、お時間の都合上割愛させていただきますが、詳細は、56ページ以降に掲載しておりますので御参照ください。

以上で報告事項を終わります。

松本会長代理

ありがとうございました。ただいまの説明に御意見御質問ありましたら、発言願います。

はい。中沢委員どうぞ。

中沢委員	私、出身母体が阿武隈川漁協なのですが、去年ごく一部、遊漁ができるようになり、また今年2月の委員会で、早く再開できるようにというお話がありましたが、無事再開できたということで嬉しい限りです。原発（事故）以降遊漁が禁止になったり、放流量の実態を良く存じていないんですが、河川行政を担当していたので、「昔の川は良かった」とよく聴きますが、阿武隈川自体の生産力というか、昔の川はどのようなものだったのかと気になりました。放流と遊漁の観点で、阿武隈川自体の魚類の生産力を定量的に捉えられたりとかはあるんでしょうか。あと、去年試験的に遊漁をしたときに、釣果と場所を報告するシステムになったと思うんですが、そういったところで、何かヒントを捉えられていれば教えていただきたいです。
松本会長代理	ただ今の質問について、回答をお願いします。
山本内水面 試験場場長	議長、内水面水産試験場場長
松本会長代理	場長、お願いします
山本内水面 試験場場長	先ほどの御質問で、阿武隈川の魚類の生息状況、資源量の調査は今のところ、去年は実施しておりません。
松本会長代理	よろしいでしょうか。
中沢委員	はい。
松本会長代理	他にございませんか。 はい、長渡委員どうぞ。
長渡委員	外来種対策についてなのですが、福島県は対策をどれくらいやっていて、どれくらいの効果が出ているのか教えていただきたいんですが。 あともう一つ、よく外来魚については書いてあるんですが、今の阿武隈川周辺では恐らくアメリカミンクがかなり増えていると思いますが、そちらの影響はわかるのでしょうか。十年前に比べると、目撃もかなり増えていますし、わかっている範囲でかまわないので、教えていただければと。
水野水産課長	外来魚の駆除対策につきましては、県のほうで一部補助というか支援しながらやっているものでございまして、直近ですと、外来魚関係の取り組みをやっていただいているのでは、内水面漁業協同組合連合会に加入されている各河川さんと、会津非出資漁業協同組合さんと、皆さんに外来魚の駆除の取り組みはやっていただいているところがございます。県のほうの取り組みとしては、外来「魚」の部分にとどまっています、それ以外の部分については、情報をもっていない部分がございます、今後いろいろ長渡委員に教わりながら、進めてまいりたいと考えてございます。 それから、先ほど内水面試験場長からの回答で、去年は（資源評価を）やっていないという事だったんですが、昨年せっかく漁協さんに阿武隈川における無料開放をやっていただいて、釣果の結果については、漁協さんのほうから教

えていただきながら検討していきたいと考えてございます。あと先ほど御説明した令和5年度の漁業権免許の更新に当たっては、漁場生産力等がどのように変化したかも含めて新たな免許となるということで、これから、今年、来年にかけて、内水面試験場長に県下全域の河川の調査をやっていただくということ、我々のほうで計画して、お願いすることとしておりますので、そうした中で、中沢委員から御意見いただいたアドバイスのあったところも含めて、昔の川との比較を検討させていただければと思います。

中沢委員

外来魚対策の話ですが、原発事故の前に阿武隈川漁協の主催で、バスバスターズということで、国交省を始め、県、市、近隣の福大、日大といった大学の協力も得て、釣りをして、釣った魚を食べようということで、駆除対策というよりは、外来魚に対する啓蒙活動で取り組んだ事例があるんですが、現在残念ながら休止中です。

あと、私、三春ダムの管理所の所長をやっていたんですが、三春ダムでは、洪水期に先駆けて水位を落としますが、その時にちょうどバスの産卵期にあたるというところで、産卵をさせて、段階的に水位を下げて、卵を干し上げる。それを、確か4段階でやっているはずです。これも内水試の研究員の方の協力も得て、三春ダムは水質が悪いので浅いところで活動しているのがわかったので、そういう取り組みをやっていました。

ブルーギルは産卵時期が若干遅いので、試験的に、ブルーギルの産卵時期に合わせてやってみよう。そういった試みもやっています。外来魚は全国的な問題、川は上流から下流まで繋がっているのも、非常に大きな問題です。今後の展開が大事なのかなと思います。

松本会長代理

ありがとうございました。他に何かございませんか。

ないようでございますので、今回御案内しておりました議事は全て終了いたしました。

その他何かございますでしょうか。

水野水産課長

議長。水産課長

松本会長代理

はい、水産課長お願いします。

水野水産課長

資料65ページをお開きください。福島県漁業調整規則の改正についてということで資料を付けさせていただきます。

現在、県では、県の漁業調整規則の一部改正について検討してございます。

65ページの2、改正の概要に記載してございますけれども、改正を検討している中身といたしましては、浜通りの河川の河口周辺の海域において、一定期間漁業の操業を禁止する内容を検討しております。これについては、従前の漁業調整規則の中では規定があったのですが、昨年12月1日に規則を改正、改廃したときに、規定を削除していたものについて、復活させるという中身でございます。昨年の12月の段階において、海面、海の漁業の状況というのが、定置網が再開していないとか、漁業での利用の部分が不透明であったというようなこと含めて、規制のあり方については、検討してから再度入れていく形にしておりました。今年の三月末で海の試験操業が終了して、本格操業に向けての操業になり、サケを狙った定置網漁等の漁業についても、再開する方向

付けになったということで、サケの資源保護が必要だということで、追加しようことで検討してございます。

内容については、海の漁業に係る規制ということで、海区漁業調整委員会に諮問と答申をして作業を進めているところでございますが、今回の漁業調整規則については海と川で一本になっている調整規則であるということで、御報告させていただきます。現在関係機関と協議を行っているところでございますので、今後もその調整の状況については御説明していきたいと考えております。

以上でございます。

松本会長代理

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問御意見等がありましたら発言を願います。

各委員

(なし)

松本会長代理

質問がないようで、以上をもちまして議長の任を終わらせていただきたいと思えます。

御協力ありがとうございました。

(6)閉会

長時間にわたりまして御審議も含めてありがとうございました。

平田書記

以上をもちまして第21期第2回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和3年8月25日

会長代理

松本秀夫



議事録署名人

石井 弓美子



議事録署名人

菅原昭夫



